

岩手県告示第259号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名

岩手県三陸北沿岸野田海岸野田地区海岸

2 指定区域

(1) 岩手県九戸郡野田村大字野田第29地割6番の3地内の国道橋野田橋左岸側橋台上流端を基点(1)とし、基点(1)から176度25メートルの地点を基点(2)とし、基点(2)から66度35メートルの地点を基点(3)とし、基点(3)から153度120メートルの地点を基点(4)とし、基点(4)から167度550メートルの地点を基点(5)とし、基点(5)から195度30分580メートルの地点を基点(6)とし、基点(6)から280度60メートルの地点を基点(7)とし、基点(7)から18度585メートルの地点を基点(8)とし、基点(8)から347度535メートルの地点を基点(9)とし、基点(2)から基点(9)までと基点(2)の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域のうち河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の規定による区域を除いた区域

(2) 基点(6)から115度218メートルの地点を基点(10)とし、基点(10)から358度110メートルの地点を基点(11)とし、基点(11)から4度330メートルの地点を基点(12)とし、基点(12)から8度550メートルの地点を基点(13)とし、基点(13)から12度329メートルの地点を基点(14)とし、基点(14)から332度36メートルの地点を基点(15)とし、基点(15)から282度31メートルの地点を基点(16)とし、基点(16)から23度286メートルの地点を基点(17)とし、基点(17)から62度104メートルの地点を基点(18)とし、基点(18)から140度165メートルの地点を基点(19)とし、基点(19)から209度214メートルの地点を基点(20)とし、基点(20)から194度414メートルの地点を基点(21)とし、基点(21)から189度545メートルの地点を基点(22)とし、基点(22)から183度436メートルの地点を基点(23)とし、基点(10)から基点(23)までと基点(10)の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び久慈地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。